

法科大学院認証評価結果の公表に寄せて

龍谷大学法科大学院は、公益財団法人大学基準協会による2014年度法科大学院認証評価を受審し、このたび、同協会の「法科大学院基準」に適合しているとの認定を受けました。適合認定は2009年度に続いて2度目であり、本法科大学院の教育活動の適正さが、客観的な評価によって担保されたものと考えております。

とりわけ、「長所」として挙げられた学習支援体制及び経済的支援体制の充実、近年の重点課題のひとつであり、改革の取り組みが認められたものと自負しております。それ以外にも、エクスターンシップの必修化をはじめ、多くの取り組みが特色として挙げられたことは、教育理念の具現化に向けた努力が、一定程度認められたものと認識しております。

その一方で、いくつかの問題点の指摘も受けました。特に、成績評価については、一部の科目で第三者の検証にたえうる資料を示すことができず、「勧告」を受けました。この点については、重く受け止めておりますが、既に組織的な是正措置を講じており、今後は、より一層、客観的かつ厳格な成績評価に努めてまいります。その他の指摘についても、更なる改革のための指針として位置付け、教育の質の保証に向けて努力してまいります。

本法科大学院は、2015年度から学生募集を停止しておりますが、在学生全員が修了するまで、適合評価に相応しい教育を実践するとともに、修了生支援についても継続してまいります。それらの取り組みを通じて、今後も、「市民のために働く法律家」を養成するという教育理念の実現を目指していく所存です。

2015年3月27日

龍谷大学法科大学院長
石塚伸一